

令和2年度12月追加補正予算(案)の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が長期化する中、低所得のひとり親世帯の生活を支援する国の臨時特別給付金を再支給する経費を提案する追加補正予算案です。

1 一般会計補正予算

(1) 現計予算額 143,938,079 千円

(2) 補正額 118,000 千円

【補正額の財源内訳】

国県支出金 118,000千円

(3) 補正後の額 144,056,079 千円 (対前年度12月補正後 41,232,749千円増、40.1%増)

2 一般会計補正予算の主な内容

○ ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費(新型コロナウイルス感染症対策) 118,000千円 事業別概要P1

児童扶養手当を受給している低所得のひとり親世帯を対象に、国の臨時特別給付金を再支給する経費。
(補助率:国10/10)

- ・給付金額:1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給(1,800世帯)
- ・支給開始時期:令和2年12月中

※詳細は、別紙「令和2年度12月追加補正予算(案)事業別概要」のとおり